

東基連衛生管理者協議会 令和5年度第2回研修会開催

東基連衛生管理者協議会(会長 神津進:HOYA株式会社環境・安全衛生部)の令和5年度第2回研修会が、令和6年3月6日(水)に会員他86名の参加により開催されました。

今回の研修会は、会場となる東基連中央支部4階ホールでのリアル参加(40名)と、WEB会議システムによる参加(46名)を併用したハイブリッド形式で行われました。

研修内容は、「最近の労働衛生行政の動向」、「転倒災害リスクの定量化を目指す簡易立位テスト法とその対策」、「産業医と衛生管理者の連携」という3つのテーマについて、各講師からご講演を頂きました。以下、その内容の要旨をお伝えします。



第1部 「最近の労働衛生行政の動向」

第1部は、東京労働局労働基準部健康課健康課長 長澤英次様による、第14次労働災害防止計画の初年度進捗状況等に関する講演でした。

1. 第14次労働災害防止計画(東京版)

2023年度から第14次労働災害防止計画(14次防)が始まりました。全国版では8つの重点事項がありますが、東京版では7つを重点事項として定め、「国民全体の安全・健康意識の高揚」を加えました。さらに、首都東京から発信してゆくことを考慮し、計画を推進する際の3つの基本的考え方を決めました。

2. 14次防東京版の7つの重点項目

- (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- (2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策及び高齢労働者への労働災害防止対策の推進
- (3) 業種別の労働災害防止対策の推進

◆ 東基連衛生管理者協議会令和5年度第2回研修会開催 1	◆ 4月は「熱中症予防対策の準備期間」です 9
◆ 建設業の働き方改革に取り組む企業への職場訪問を実施しました 6	◆ 第40回安全衛生標語募集要領 10
	◆ 建設業・自動車運転業務・医師にも時間外労働の上限規制が適用されます 13

- (4) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- (5) 労働者の健康確保対策の推進
- (6) 化学物質による健康障害防止対策の推進
- (7) 国民全体の安全・健康意識の高揚

3. 14次防東京版を推進する際の3つの基本的考え方

- (1) 本社機能が集中する東京発の安全衛生対策の全国への普及拡大
- (2) 都市開発プロジェクトに関連した安全衛生対策
- (3) 「行政が進める安全衛生対策の見える化」の推進

4. アウトプット指標とアウトカム指標

第14次労働災害防止計画では、アウトプット指標とアウトカム指標が示されています。アウトプット指標は、「計画の重点事項における取組の成果として事業者が労働者の協力の下、達成を目指す指標」です。アウトカム指標は、「事業者がアウトプット指標を達成した結果として期待される事項として定め、第14次労働災害防止計画の効果検証を行うための指標」です。

事業者はまずアウトプット指標を目標として事業を実施し、2022年度と比較して2027年度までに死亡災害、死傷災害ともに5%以上減少を目指します。

5. 健康分野のアウトプット指標と各対策

(1) メンタルヘルス対策

2027年までに、「メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合80%以上」、「50人未満の中小規模事業場でのストレスチェック実施50%以上」、「必要な保健サービスの提供80%以上」をアウトプット指標(以下、指標)としています。

東京労働局では、小規模事業場のメンタルヘルス対策を支援するために、産業保健総合支援センター、地域産業保健センターと小規模事業所の橋渡しをしています。また、都内10名以上の労働者を使用する約3500事業場に対して実施したメンタルヘルス対策等自主点検(アンケート)を行いました。また、昨年10月11日に開催された「産業保健フォーラム IN TOKYO2023」には約750名の参加があり、産業医と弁護士の視点から企業の困難事例への対処方法に関するセッションは好評でした。

(2) 腰痛対策

「社会福祉施設において、ノーリフトケアを導入している事業場の増加」を指標に。

2023年の腰痛災害608人のうち、保健衛生業は189人でした。介護職の腰痛対策として、Safe協会が取組事例のリーフレットの作成を進めています。

(3) 熱中症対策

「熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合増加」を指標に。

「熱中症予防対策」リーフレットの各項目を活用し、建設業・警備業・陸上貨物運送事業を中心に各労働基準監督署が指導。「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」のロゴマークを作成。また、熱中症予防対策動画を作成。昨年6月には建設業や警備業を中心とした8団体等の参加による「職場における熱中症予防対策会議」が開催され、会員事業場と一体となって熱中症予防対策の徹底を図っています。

(4) 化学物質関係

3つの指標を設定。「ラベル表示・SDS交付割合を2025年までに80%以上」「リスクアセスメント実施事業場割合を2025年までに80%以上」「リスクアセスメント結果に基づく必要な措置実施事業場割合を2027年までに80%以上」。

労働安全衛生規則改正による化学物質規制の変更に伴い、厚生労働省作成のテキスト及び講習動画、化学物質管理にかかる相談窓口や個別指導等を周知しています。労働安全衛生研究所ホームページに掲載されている「ケミガイド(化学物質管理サポートのためのポータルサイト)」等を案内しています。

第2部 「転倒災害リスクの定量化を目指す簡易立位テスト法とその対策」

第2部では、横浜市立大学名誉教授 枳久保修医師と株式会社メディアラート代表取締役社長 堀内正巳氏からご講演を頂きました。内容は、転倒災害の直接的要因と考えられる下肢筋力と立位バランスを3分で測定できる「簡易立位テスト法」。そして転倒災害防止のための下肢筋力と立位バランスを約5分で向上させる「立位能改善訓練法」について。



転倒災害防止のために、下肢筋力とバランス能力を測定し見える化し、転倒する前にリスクへの対策を行う方法です。

1. 「簡易立位テスト法」

人間が立っているには、狭い足底面積(支持基底面)に対して、身長1m以上の骨格と重い頭を支える必要があり、転倒とは重力に対してその重心を支えきれることができない状態です。従って、それを支えることができる特に下肢筋力とバランス能力が必要です。

簡易立位テスト法では、「①開眼両脚立位」「②下肢屈伸動作」「③片脚立位」「④閉眼両脚立位」の測定を行います。これらの測定値から下肢筋力とバランス能力を客観的に検査できる測定法になっています。

2. 「立位能改善訓練法」

転倒災害の直接的要因としては、下肢筋力低下や立位バランス能力の関与が大きく考えられます。それらを早期発見し、低下している人では日頃の訓練が必要。「立位能改善訓練法」は簡易立位テスト法のデータに基づき、バランスと下肢筋力の改善法の1つです。

内容は「①準備(筋柔軟運動として中腰での腰回転)」「②開眼立脚屈伸/対側膝挙げ(下肢筋力増強)」「③足持ち上げ(大腿四頭筋ストレッチ)」「④閉眼片脚立位(バランス訓練)。場所を選ばず自己訓練できるもの。この訓練法を2週間行って、筋力、片脚立位バランスも向上した効果例も紹介されました。

さらに、転倒防止の総合的な対策として「栄養」「活動」「睡眠」など日常生活における「生活リズムの規則性」などが必要条件となるが、新たな方法として、疲労改善に役立つ活性酸素を取り除くための「水素療法」についても紹介いただきました。

講習会会場では、参加者に実際に「簡易立位テスト法」を体験していただきました。

第3部 「産業医と衛生管理者の連携」

第3部は、「産業医と衛生管理者の連携」というテーマで、産業医と衛生管理者の方にそれぞれの立場から「連携」について語って頂きました。

1. 「産業医の立場から」

株式会社 OH コンシェルジュ代表取締役社長(医師) 東川麻子様

東川先生は、出産を機に嘱託産業医として活動されるようになり、現在は企業から産業医に関する相談を受けることが多くあり、その中での活動についてご講演をされました。

(1)健康管理、衛生管理は産業医次第? 産業医と衛生管理者の組み合わせ次第!

まず、大事なことは産業医と衛生管理者の組み合わせ。経験のある産業医でも上手くいかないことがあり、産業医の腕次第とはいかないこともある。また、衛生管理者のキャラクターとスキルによって、その活動は変化する。産業医もお手伝いできることは最大限するが、衛生管理者が頑張らないと上手くいかないことが多い。事業場の健康管理や衛生管理は産業医次第ということはなく、産業医と衛生管理者の組み合わせ次第。同じ産業医が複数の企業を担当しても、すべて同じ活動にはならず、衛生管理者の影響が大きい。

(2)産業医、衛生管理者、それぞれの立ち位置は?

産業医と衛生管理者の立ち位置については、両者の関係性で変わる。お互いに指示待ちでは上手くいかない。何もしないで終わるケースもあれば、それぞれの思いによって変わる。衛生管理者も遠慮せずに、思い

を伝えることが大切である。お互いにギスギスするのはもったいないので、どんな活動目標を持っているのか一つ一つ相談して、あの手この手で試行錯誤しながら、雑談でもよいので、話し合っって進めていくことが大切。

(3)できる衛生管理者はここが違う①

医師の仕事は病院では、診察、検査をして、多くの情報をもとに「診断」を行う。いかに情報を集めるか、これが医師の仕事の重要な点。産業医も基本は一緒。職場の情報(作業環境測定結果、作業状況、労災報告、職場巡視結果など)から総合的に判断する。その際、産業医が踏み込んで情報収集できないことが多い。そこは衛生管理者が産業医の目となり足となって、産業医が何を求めているかといったことも把握しながら、どのような情報が役に立つかを考えつつ、産業医に情報を提供するような衛生管理者が、できる衛生管理者。情報の種類としては、一般的な産業医業務に必要な情報にプラスして、ビジネスに関する視点として、基本的な企業や事業場の情報、社内ルール、組織改定、製品に関係する情報など、色々なものがある。

(4)できる衛生管理者はここが違う②

できる衛生管理者は、産業医の興味、趣味などを聞くなどして会話を進める。産業医が示した意見や方針が現場でどう受け止められているかを産業医に伝える。これができる衛生管理者。現場の情報を収集して伝えることが大切。また、産業医が言葉足らずになっているようなケースもある。産業医の言葉に不足があれば、衛生管理者が言葉を補い、現場に伝える。このように現場との間に入って、うまく伝えることができれば、良い衛生管理者。

(5)できる衛生管理者はここが違う③

衛生管理者は兼務で行われているケースもあり、忙しいかもしれない。しかし、単にチェックリストを確認するとかだけでなく、やる気をもって取り組もう。「今後どう変えていくのか」、「解決したい現状課題は何か」などを明確にする。「もっとこうしていきたい」と健康に関する中・長期ビジョンに基づいて、改善を進めることも大切。

(6)事業場による産業保健活動レベル

事業場によって、産業保健活動のレベルは異なり、独自に1~6までのレベル分けで整理すると分かり易い。それぞれの事例を紹介。衛生管理者は、レベルの高い内容を焦って目指すのではなく、自分のレベルを把握した上で、一步一步PDCAを回しながら進めることが重要。衛生管理者としては、産業医に上手く協力してもらい、このレベルを上げていくことが大切。

(7)産業医の立ち位置は様々

産業医の立ち位置は、「チームで安全衛生」を考えた際に、正解は一つではない。「産業医が監督のタイプ」、「マネージャーのタイプ」、「審判のタイプ」など事業場の状況によって様々なパターンがある。それぞれ産業医がどのような役割を持つのか、事例を基に説明。また、できていない、上手くないパターンについても。更に、産業医の立ち位置を実際のレベルで考えた際、産業医の立ち位置で要求も変わり、時として産業医が野球をやっているのに、現場ではサッカーをやっているようなちぐはぐなケースもある。

(8)産業医に意見や要望を遠慮せずに伝えよう

衛生管理者としては、単に産業医の訪問日時を指定するだけではなく、当たり前のことのできる産業医、分かりやすい説明ができる産業医など、良い産業医を探すということも。えり好みを是非してほしい。また、産業医をどう生かすのか。そのコツとしては、「事業場のリスクを想定して、回避したいという考え方を持ってもらおう」方法がある。

産業医は医師、医療の専門家ではあるものの、会社組織については素人同然。職場のことについては、衛生管理者の皆さんの方が詳しい。遠慮せずに意見や要望を産業医に伝え、産業医を上手く誘導していただきたい。

2. 「衛生管理者の立場から」 日鉄テックスエンジニア株式会社安全環境防災部健康衛生グループ 福山雄斗様

(1) ポイント

①「衛生管理者は健康衛生活動のトータルコーディネーターの役割を担っている」。

②「衛生管理者は産業保健スタッフの中で、現場を知る存在であり、より現場実態に合った提案をする必要がある」。

(2) 産業医の法定業務と衛生管理者の関わり

①健康診断・ストレスチェックの実施と結果に基づく面談、事後措置の提案

社内で行われている健診、ストレスチェックの段取り、結果の取り扱いについて、衛生管理者と産業医との連携が重要。特に、ストレスチェックの結果については、職場環境改善へつなげる点が大切。

②長時間労働者への面接指導と事後措置の提案

長時間労働者に関する人事部門と衛生部門との連携。その中での衛生管理者と産業医の関わり。さらに、長時間労働者に関するケーススタディを基に、嘱託産業医と衛生管理者の情報共有が大切である。

③衛生委員会への参加

衛生管理者が、委員会の中で伝えたい内容を産業医がフォローできるようにしてもらえるようなアプローチ、例えば「未受診者の対応について改善を進めるためのアドバイスを産業医へ求める」などがポイント。

④ストレスチェックの結果や健康情報の管理

ストレスチェックのシステム管理の方法、健康情報の取り扱いに留意。

⑤健康教育、衛生教育、健康相談の実施

産業医による講話を求めるときに、会社としてのニーズを伝えたり、健康統計のデータ、相談の取り扱い方などについて、情報共有が大変に重要。

⑥定期的な職場巡視による職場環境の把握と必要措置の提案

法令に基づく巡視ではあるものの、事前の打合せが重要。また、巡視に行く前の現場の情報提供が重要である。

(3) 連携のポイント

連携の POINT は、「情報共有・コミュニケーションの機会を多く設ける」「衛生管理者が産業医に依頼・判断頂きたい内容を明確にする」「衛生管理者が現場の実態(職場環境等)を把握しておく」「衛生管理者が産業医の職務を把握しておく」。これらを踏まえ、それぞれの職務を進めることが重要。

(4) 「連携の課題」と「まとめ」

産業医も衛生管理者も従業員の健康を守るという目的は変わらない。衛生管理者は産業医の意見をいかに現場実態に合わせることができかが腕の見せ所。産業医が業務を遂行できるかどうかは衛生管理者次第であり、産業医が業務を遂行できるようにコーディネートすることが重要。

終わりに

今回の研修会では、大変有意義なご講演をいただき、会場においても活発な質疑応答があるなど、充実した研修会となりました。

次回はさらに多くの方々に会場にお越しいたいただき、グループ討議などを交えて、活発な研修会にしたいと考えています。

次回は、令和6年9月3日(火)に今回同様ハイブリッド形式の開催を予定しております。是非多くの方にご参加頂くことを願っています。